

「三木営業所～硯町～明石駅前」の運行内容の変更に伴う「三木市地域公共交通計画別紙」の変更について

1 概要

三木市地域公共交通計画（以下、「交通計画」という。）に記載した地域公共交通確保維持事業の補助対象路線の運行内容等を変更する場合、国が「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」において定めた軽微な変更該当する場合を除き、交通計画の別紙の変更について市地域公共交通検討協議会で協議し変更する必要がある。

この度、当該補助対象路線である「三木営業所～硯町～明石駅前」において、路線改編に伴う減便等により、運行回数等の変更が生じるため、交通計画別紙を変更する。

（参考）地域公共交通確保維持改善事業実施要領における軽微な変更

- ①各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減

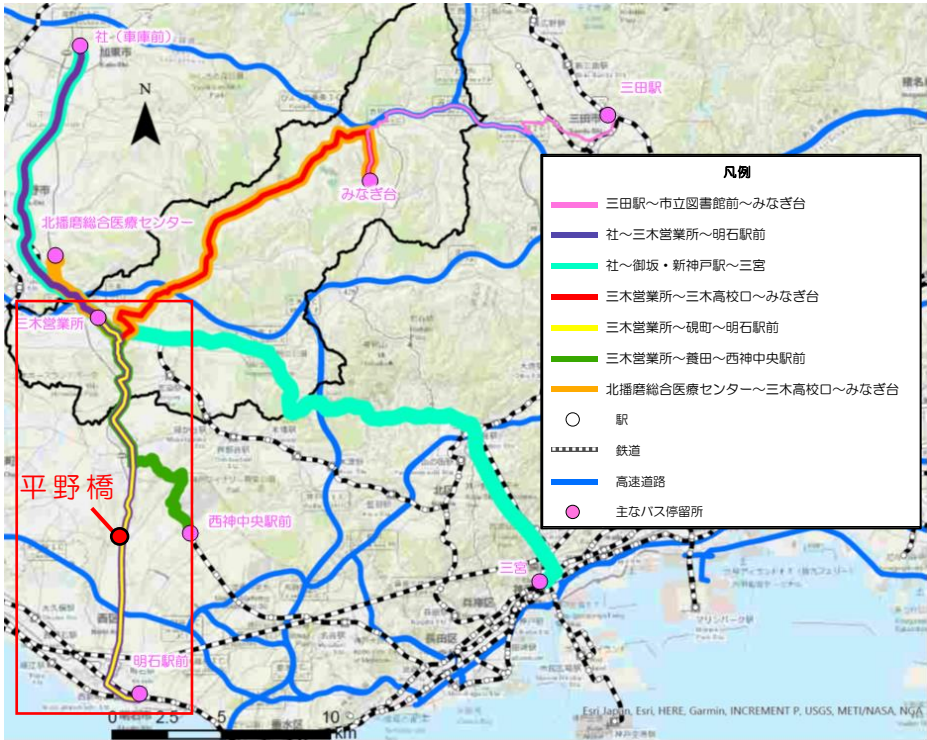
②各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減

③各補助対象系統のキロ程の10%以内の増減

④地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額10%以内の増減

2 対象路線

「三木営業所～硯町～明石駅前」（申請番号 18）



3 運行事業者
神姫バス株式会社

4 改編理由及び内容

(1) 改編理由

国・県・沿線市町で協調支援を行っている当該路線は、利用の多い路線であるものの、運行事業者（神姫バス株式会社）が抱える乗務員不足が深刻であることから、利用実態に即した運行便数の見直しをはじめ、御利用の少ない区間において一部の便を短絡することにより、運行の効率化を行い、路線の確保維持を図る。

(2) 改編内容

- ・ 平日 往路 1 便、復路 1 便 減便
往路 3 便、復路 1 便 平野橋バス停
(神戸市西区)発着
へ短絡
- ・ 土日祝日 往路 3 便、復路 3 便 平野橋バス停
(神戸市西区)発着
へ短絡

系統 番号	系統名	改編後の市内運行便数	
		平日	土日祝日
36	三木営業所～硯町～明石駅前	<往路> 9 便 (▲ 4 便)	<往路> 8 便 (▲ 3 便)
		<復路> 9 便 (▲ 2 便)	<復路> 8 便 (▲ 3 便)

※改編後のダイヤ案は資料 2 - 1 参照

5 改編日
令和 7 年 4 月 1 日

6 三木市地域公共交通計画別紙の変更箇所

(1) 三木市地域公共交通計画別紙

①項目4のうち国庫補助額

変更前 1, 764.5 千円

変更後 1, 537 千円

※三木市地域公共交通計画別紙 表1も同様

②項目18

協議会の開催状況と主な議論を時点修正

(2) 三木市地域公共交通計画別紙 表2

①年間計画運行回数

変更前 4, 255 回 (1日あたり11.6回)

変更後 3, 706 回 (1日あたり10.1回)

7 その他

国庫（地域間幹線系統）補助対象路線である「社～御坂・新神戸～三宮」及び「三田駅～市立図書館前～みなぎ台」においても運行回数等の変更があるが、軽微な変更にあたる「1日あたり計画運行回数が10%以内又は1回以内の増減」であるため、情報共有までとする。